

資格喪失時の手続き Q & A

資格喪失時に **有効期限内の資格確認書・限度額適用認定証・高齢受給者証** をお持ちの方は必ず当組合までご返却ください。

① 2年経過したら？

任意継続被保険者として加入できる期間は **最長2年間**です。

満了日前までに資格喪失通知書をお送りいたしますので、当組合へのお手続きは不要です。

② 再就職して他の健康保険の被保険者になったら？

【提出書類】

- 「任意継続被保険者資格喪失申出書」
- 新しい健康保険の資格取得日が記載されている書類のコピー（本人・家族分すべて）
（例）「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」など

※再就職して他の健康保険に加入することが決まりましたら、当組合まで必ずご連絡ください。

③ 保険料を納付期限までに支払わなかったら？

納付期限翌日に資格喪失となりますので、当組合より資格喪失通知書をお送りします。（健康保険法第38条）

④ 喪失を申し出たら？（「国民健康保険に入りたい」「家族の被扶養者になりたい」など）

【提出書類】

- 「任意継続被保険者資格喪失申出書」

申出書を受理した日の属する月の翌月1日に資格喪失となります。

書類の到着をもって申し出の受付となり、申し出の取り消しは認められません。

⑤ 75歳になったら？

75歳の誕生日に資格喪失となり、後期高齢者医療制度へ加入することになります。

該当される方には当組合よりご案内いたします。

⑥ 払いすぎた保険料があるときは？

資格喪失手続き（書類提出・資格確認書等の返却）完了後に、還付する保険料がある方に

「任意継続保険料還付請求書」をお送りいたしますので、ご記入の上ご返送ください。

後日、ご指定の口座へ還付金をお振込みいたします。

⑦ 喪失日以降、誤ってイマジカ健保の資格で医療機関を受診してしまったら？

医療費のうち窓口でお支払いいただいた額を除いた金額を、ご返還いただきます。